

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

老齢基礎年金を請求する方へ

老齢基礎年金は、国民年金の保険料納付済み期間、免除・猶予期間、厚生年金・共済組合の加入期間および合算対象期間などが合計10年以上ある方が、原則65歳から受給できます。受給するためには請求が必要で、受け付けは65歳の誕生日前日からです。なお、請求書は事前に日本年金機構から発送されます。年金の未加入期間がないなどの条件を満たした方は、マイナポータルとねんきんネットを利用して、スマートフォンやパソコンからも申請ができます。

また、繰り上げ請求（60～64歳の間に受給開始を早めて、減額された年金を受け取る）や、繰り下げ請求（66～75歳の間に受給開始を遅くして、増額された年金を受け取る）をすることができます。繰り下げ請求の上限年齢は、昭和27年4月2日以降に生まれた方は75歳、昭和27年4月1日以前に生まれた方は70歳です。

加入期間の全てが国民年金の第1号被保険者＝国保年金課国民年金係▶国民年金の第3号被保険者期間がある方、厚生年金など（第2号）に加入したことがある方（脱退一時金を受給した期間も含む）＝杉並年金事務所☎3312-1511

健康・福祉

6年度 眼科検診

10月1日から眼科検診を開始しています。対象の方へ9月中旬に受診券を発送しました。必ず電話などで検診実施機関に事前予約をしてから受診してください。
検診名＝眼科検診（緑内障・加齢黄斑変性）▶対象＝区内在住で40・45・50・55・60歳の方（7年3月31日時点）▶費用＝300円▶受診期限＝7年1月31日

各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	時 月・金曜日▶受け付け＝午後1時～3時45分（祝日を除く） 場 区役所1階ロビー	区東京土建杉並支部☎3313-1445、区住宅課
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	時 10月9日(水)午後1時～4時 場 区役所1階ロビー 他 図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真などを持参	区市街地整備課耐震改修担当
マンション管理無料相談	時 10月10日(木)午後1時30分～4時30分 場 区役所1階ロビー 対 区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者ほか 定 3組（申込順）	申 杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書（区ホームページ同案内から取り出せます）を、同会事務局☎3393-3652へファクス 問 同会事務局☎3393-3680、区住宅課空家対策係
行政相談★	時 10月11日(金)午後1時～4時 場 区政相談課（区役所東棟1階） 内 国の仕事など（年金・福祉・道路など）の苦情・相談	問 区政相談課
行政書士による相談	時 10月11日(金)午後1時～4時 場 相談室（区役所西棟2階） 内 相続・遺言・離婚・金銭問題などの書類作成や手続きに関すること 定 6名（申込順） 他 1人30分	申 問電話で、10月4日から東京都行政書士会杉並支部☎0120-567-537（午前8時30分～午後5時〈土・日曜日、祝日を除く〉）
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	時 10月15日(火)、11月5日(火)午後1時～4時 場 区役所1階ロビー 他 図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真などを持参	問 東京都建築士事務所協会杉並支部☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
専門家による ^{あきや} 空家等総合無料相談	時 10月17日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 場 ①オンラインで実施②住宅課（区役所西棟5階） 対 区内の空き家などの所有者ほか（親族・代理人を含む） 定 各1組（申込順） 他 1組45分	申 電話で、住宅課空家対策係。または申込書（区ホームページ同案内から取り出せます）を、同係☎5307-0689へ郵送・ファクス。またはLoGoフォーム（区ホームページ同案内にリンクあり）からも申し込み可▶申込期限＝①10月8日②15日 問 同係
不動産に関する無料相談	時 10月17日(木)午後1時30分～4時30分 場 区役所1階ロビー	申 電話で、東京都宅地建物取引業協会第10ブロック☎6407-9152（午前9時～午後5時〈正午～午後1時、土・日曜日を除く〉） 問 同団体、区住宅課
弁護士による土曜法律相談	時 10月19日(土)午後1時～4時 場 相談室（区役所西棟2階） 定 12名（申込順） 他 1人30分	申 電話で、専門相談予約専用☎5307-0617（午前8時30分～午後5時）。または直接、区政相談課（区役所東棟1階）▶申込期間＝10月15日～18日 問 同課
杉並区 ^{あきや} 空家等利活用相談窓口個別相談会	時 10月24日(木)・25日(金)午前10時～午後4時 場 和田区民集会所（和田2-31-21） 対 区内にある空き家・空き家となる恐れがある建築物を所有している方、区内在住で空き家（区内・区外）を所有している方（いずれも親族・代理人を含む）	申 電話・Eメール（12面記入例）で、杉並区空家等利活用相談窓口☎5397-7717☎suginami-akiya@hosoda.co.jp（午前9時～午後6時〈水・日曜日を除く〉）。または申し込みフォーム（区ホームページ同催し案内にリンクあり）から申し込み。電話または直接、住宅課空家対策係へ申し込み可 問 同係 他 協働＝細田工務店

※★は当日、直接会場へ。

区杉並保健所健康推進課健診係☎3391-1015

「高齢者のしおり」の発送

「高齢者のしおり」は区が行っている高齢者向けのサービスを中心に冊子にまとめたものです。3年ごとに発行しており、10月中旬に65歳以上の方がいる世帯に発送します。また、高齢者施策課（区役所東棟1階）、地域包括支援センター（ケア24）、区民事務所などでも配布します。

問 高齢者施策課管理係

募集します

広告掲載

◆広報すぎなみ

7年1～3月に発行する「広報すぎなみ」に掲載する広告を募集します。

主な配布方法＝新聞折り込み、区施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドほか。希望者への個別配布あり▶発行日＝月2回（1・15日）▶発行部数＝約15万8000部（5年度実績）▶掲載料＝1号1枠1万円▶規格＝縦10mm×横235mm▶掲載位置＝広報紙中面下部欄外▶募集枠数＝1号4枠（1社1号1枠）▶申込書（区ホームページ同案内から取り出せます）に広告原稿案を添えて、10月31日までに広報課広報係へ郵送・ファクス・Eメール・持参

◆区ホームページ バナー広告

閲覧数＝月平均約18万7000件（トップページ。5年度実績）▶掲載料＝月1枠2万円▶規格＝GIF画像またはJPG形式。縦60ピクセル×横120ピクセル。4キロバイト以下▶掲載位置＝トップページ下部▶募集枠数＝月20枠（1社月1枠）▶その他＝毎月5日までの申し込みで翌月1日からの掲載▶申込書（区ホームページから取り出せます）に広告原稿案を添えて、広報課広報係へ郵送・ファクス・Eメール・持参

…………… いずれも ……………

問 広報課広報係（区役所東棟5階 ☎ 3312-9911）☒ koho-suginami@city.suginami.lg.jp

NPO等活動推進協議会委員

「杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」に基づき設置している協議会で、NPOなどの活動や協働の推進について審議します。

任期＝7年1月～8年12月▶募集人数＝3名以内（選考）▶報酬＝日額1万2000円 対 区内在住・在勤または区内でNPO活動をしている18歳以上で、年5回程度の会議に出席できる方 問 作文「地域の課題を解決する協働について」（様式自由。800字以内）に住所・氏名（フリガナ）・年齢・電話番号・NPOなどでのボランティア活動経験があれば略歴も書いて、10月31日までに地域課協働推進係（〒166-0015成田東4-36-13）へ郵送・持参 問 同係☎3312-2381 問 応募書類は返却しません

すぎなみ本の帯アイデア賞の作品

その本が読みたくなるような帯を募集します。
作品は本にかけて提出。用紙の種類・字体・字数などは自由。著作権・個人情報保護に触れるものは使用不可。応募者本人の創作で未発表のもの。1人1点 対 区内在住・在学・在勤の小学生～18歳の方 問 区立小中学生で在学の学校で作品をまとめている場合＝学校へ提出▶個人＝作品に応募用紙（図書館で配布。区ホームページからも取り出せます）を添えて、中央図書館（〒167-0051荻窪3-40-23）へ郵送・持参▶申込期間＝10月17日～31日 問 同図書館事業係☎3391-5754 問 作品は11月下旬（入選作品は7年2月中旬）に返却

東京都子育て支援員研修の受講者

子育て支援分野に従事する上で、必要な知識や技能などを有する「子育て支援員」の養成研修▶研修実施時期＝12月から▶コース＝①地域保育②地域子育て支援③放課後児童 対 都内在住・在勤の方 問 申込書（地域子育て支援課〈区役所東棟3階〉・子どもセンターで配布。①東京都福祉保健財団②保健福祉振興財団③ポピンズプロフェッショナルホームページからも取り出せます）を、①東京都福祉保健財団（〒163-0719新宿区西新宿2-7-1新宿第一生命ビルディング19階）②保健福祉振興財団（〒102-0094千代田区紀尾井町3-12紀尾井町ビル5階502号室）③ポピンズプロフェッショナル（〒150-0012渋谷区広尾5-6-6広尾プラザ）へ簡易書留で郵送。または各財団・各社ホームページから申し込み▶申込期限＝10月15日（消印有効） 問 ①東京都福祉保健財団☎3344-8533②保健福祉振興財団☎6261-0307③ポピンズプロフェッショナル☎3447-5826

生活・環境

ダニアレルゲン量の検査

ダニは6～10月にかけて増え、その死骸やふんは、アレルギー疾患の原因となることがあります。区では、ダニアレルゲン量が多くなるこの時期に、布団などに掃除機をかけて吸い取ったホコリに含まれるダニアレルゲン量の簡易測定を行い、結果をお知らせします。
 ☎電話で、10月31日までに杉並保健所生活衛生課 ☎3391-1991

衣類の拠点回収の再開・休止

区では、毎月第2土曜日に各回収拠点で、古着として着用できる汚れや破れのないきれいな衣類を回収しています。
 回収拠点のうち、本天沼区民集会所(本天沼2-12-10)は改修工事が終了し、10月からコミュニティふらっと本天沼として開設されるため、回収を再開します。また、荻窪地域区民センター(荻窪2-34-20)は、改修工事に伴い、11月から休止します。
 図ごみ減量対策課事業計画係 ▶雨天中止の問い合わせ

せ=NPO法人すぎなみ環境ネットワーク ☎5941-8701 (午前9時以降)

子育て・教育

7年度 新入学児童・生徒の保護者へ

7年4月に区立小中学校へ入学する子どもの保護者に、入学する学校を記載した「就学通知書(入学のお知らせ)」を12月中旬に発送します。

◆住所地の指定校への入学が原則です

小中学校へ入学する児童・生徒は、お住まいの地域によってあらかじめ指定された学校(指定校)へ通学することが原則です。ただし、特別な事情により指定校への通学が困難な場合は、指定校変更の申し立てをすることができます。申し立て事由に該当するかは、区ホームページをご覧ください。

◆第7号事由による指定校変更

指定校変更の認定事由に「学校の特色ある教育活動に参加を志望する場合」(第7号事由)を設けています。申し立ては、指定校に隣接する学校1校に限り志望することができます。第7号事由による受け入れ人数には上限があり、1校当たり小学校は10名、中学校

は15名までです。ただし、教室不足などの状況によっては、受け入れができない学校もあります。

詳細は、案内(新小学1年生は「就学時健康診断のお知らせ」に同封。新中学1年生は、区立小学校を通じて配布)または区ホームページをご覧ください。
 図学務課学事係



その他

特別養護老人ホーム「エクレシア南伊豆」個別入居相談窓口の開設

入居を希望する方を対象に、個別入居相談窓口を開設します。施設や入居者が参加したイベントの様子が分かるパネル展示も行います。入居を検討中の方もお気軽にお立ち寄りください。
 図10月10日(木)・11日(金)午前10時～正午・午後1時～4時 区役所1階ロビー 図高齢者施策課施設整備推進担当

住民票・戸籍証明書などの支払いでキャッシュレス決済を利用できます

10月1日から、区民事務所でも住民票・戸籍証明書などの発行手数料の支払いで、キャッシュレス決済が利用できます。



対象となる証明書

住民票・戸籍証明書・税証明など(税金・国民健康保険料などを除く)

利用可能な窓口

区民事務所・区民課窓口(区役所東棟1階)

利用可能なキャッシュレス決済

クレジットカード・交通系IC・コード決済

利用可能なクレジットカードなどの詳細は、お問い合わせください。

図区民生活部区民課管理係

赤い羽根共同募金運動にご協力をお願いします

さまざまな地域課題に取り組む民間の社会福祉施設や地域福祉団体などの活動に役立てられます。同募金は、12月31日まで受け付けています。ご協力をお願いします。



図東京都共同募金会杉並地区協力会(杉並区社会福祉協議会内) ☎5347-2064

東京都最低賃金の改正

東京都最低賃金は、10月1日から時間額1163円に改正されます。都内で働く全ての労働者に適用されます。最低賃金の引き上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金などの各種助成金制度を設けています。

図東京都最低賃金=東京労働局労働基準部賃金課 ☎3512-1614、東京働き方改革推進支援センター ☎0120-232-865 ▶業務改善助成金=業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440、東京働き方改革推進支援センター ☎0120-232-865、東京労働局雇用環境・均等部企画課 ☎6893-1100

ぜひご参加ください

富士見ヶ丘駅周辺まちづくり方針に関するオープンハウスの開催



区では、富士見ヶ丘駅周辺地域の皆さんやまちづくり協議会に意見を伺いながら、地域の課題やまちづくりの方向性をまとめた「富士見ヶ丘駅周辺まちづくり方針」を3月に策定しました。策定したまちづくり方針の内容について、パネル展示を行い、来場者に区職員が直接説明するほか、富士見ヶ丘通りなどの地域課題についても意見交換を行います。

日時 10月26日(土)午前9時～正午・28日(月)午後5時～8時

場所 富士見ヶ丘小学校(久我山2-19-1)

図市街地整備課拠点整備係 図車での来場不可

※申し込みは、開始日の記載がない場合は「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
 ※申込期限に(消印有効)の記載がない場合は必着です。
 ※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

南阿佐ヶ谷地域（仮称）デザイン会議の参加者募集

中杉通りの延伸計画がある南阿佐ヶ谷地域において、参加者や地域の方が主体となって、区と共に将来のまちづくりについて考え、協働していく場として、（仮称）デザイン会議を開催します。今回は、会議の運営や進め方などを一緒に考えます。

—— 問い合わせは、市街地整備課沿道のまちデザイン係へ。



日時 10月27日(日)午後1時～3時30分

場所 区役所第3・4委員会室（中棟5階）

☑区内在住・在勤・在学の方 ☑電話で、市街地整備課沿道のまちデザイン係。またはLoGoフォーム（右2次元コード）から申し込み／**申込期限**=10月15日 ☑手話通訳あり（事前申込制）



申請期限は10月31日まで

令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金の申請期限が迫っています

低所得者支援として、令和6年度新たな住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に対し、物価高騰対策支援給付金（10万円）を支給しています。また、その支給対象世帯のうち、子育て世帯に対して加算金（児童1人当たり5万円）を支給しています。対象者には「支給のお知らせ」、確認書または申請書を7月25日（加算金は8月23日以降順次）に発送しています。詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご確認ください。



—— 問い合わせは、杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター☎0120-378-233（午前8時30分～午後5時15分〈土・日曜日、祝日を除く〉）へ。

対象世帯・支給金額

- 6月3日現在、杉並区に住民登録があり次に該当する世帯
- ①6年度住民税非課税または均等割のみ課税=1世帯当たり10万円（1世帯1回限り）
※5年度物価高騰対策支援給付金（7万円または10万円）の支給対象となった世帯を除く
 - ②①を受給し、かつ18歳以下の児童がいる=児童1人当たり5万円（世帯ごとに支給）

手続き

- ①「支給のお知らせ」が届いた世帯=原則手続きは不要▶確認書または申請書が届いた世帯=必要書類を提出
※対象世帯で案内が届かない場合はお問い合わせください。
- ②原則手続きは不要。ただし、6月4日以降に生まれた児童がいる世帯・扶養している児童が別世帯にいる世帯などは、申請書（区ホームページ同案内から取り出してください）に必要書類を添えて提出

申請期限 10月31日（消印有効）

申請期限は10月31日まで

令和6年度杉並区定額減税補足給付金の申請期限が迫っています



定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる方に対し、差額の給付を行っています。対象者には確認書などを7月25日に発送しています。申請は、スマートフォン・パソコンからの電子申請が便利です。ぜひ、ご利用ください。詳細は、特設ホームページ（右下2次元コード）をご確認ください。

—— 問い合わせは、杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター☎0120-378-233（午前8時30分～午後5時15分〈土・日曜日、祝日を除く〉）へ。

対象者 定額減税可能額が、令和6年に区が入手可能な課税情報を基に把握した当該納税者の推計所得税・個人住民税所得割を上回ると見込まれる方（合計所得金額が1805万円以下の方のみ）

手続き 確認書が届いた方は口座確認書類などを提出

申請期限 10月31日（消印有効）



安心・安全・役に立つ!

杉並区の情報をお知らせしています



X (旧 Twitter)

フォローしてね

イベント情報や区からのお知らせ、日々のちょっとした出来事などをお届けします。

★アカウント名=杉並区広報課
☎広報課



YouTube

見てね

広報番組「すぎなみスタイル」「すぎなみビトMOVIE」をはじめ、区長記者会見動画や各課作成の動画などを配信しています。

★アカウント名=杉並区公式チャンネル
☎広報課



皆様のご意見を募集します



より良い区政の実現に向けて、幅広い区民の声を聴きながら、区としての考えをまとめていきます。ぜひ一人でも多くの皆さんの声を聴かせてください。



パブリックコメント（区民等の意見提出手続き）

◇**閲覧・意見募集期間** 10月31日（消印有効）まで

◇**閲覧場所** 各閲覧場所のほか、区政資料室（区役所西棟2階）・区民事務所・図書館（いずれも休業日を除く）。区ホームページ（右2次元コード）からもご覧になれます。



◇**意見提出方法** はがき・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、意見提出先。ご意見には、住所・氏名（在勤・在学の方は勤務先・学校名と所在地、事業者は事業所名・所在地、代表者氏名）を記

入。区ホームページにもご意見を書き込めます。

◇**結果の公表**

- ・後日、**頂いたご意見（原則全文）**は、区ホームページで公表するほか、ご意見とそれに対する区の考え方などは、「広報すぎなみ」や区ホームページなどで公表する予定です。ご意見の全文公表を望まれない方はその旨を書き添えてください。
- ・住所・氏名を公表することはありません。

（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例（骨子案）

◆概要

「杉並区基本構想」が目指す「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、子どもの権利擁護をより一層推進するため、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」「こども基本法」を踏まえ、「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指しています。

◆主な項目

- ・条例の目的、基本理念、定義
- ・子どもの権利の保障

- ・区の責務と保護者などの役割
- ・子どもの権利を保障するための施策

◆**閲覧場所** 子ども家庭部管理課子ども政策担当（区役所東棟3階）、区立保育園・子供園、児童館、学童クラブ、ゆう杉並（荻窪1-56-3）、子ども・子育てプラザ

◆**意見提出先・問い合わせ先** 子ども家庭部管理課子ども政策担当 ☎5307-0686 ✉k-seisaku-t@city.suginami.lg.jp

（仮称）杉並区いじめ防止対策推進条例（骨子案）

◆概要

「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、いじめの防止など（防止・早期発見・対処）のための対策を総合的・効果的に推進するため、「（仮称）杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定を目指しています。

◆主な項目

- ・条例の目的、基本理念
- ・いじめの禁止など
- ・区・学校・保護者の責務など

- ・いじめの防止などのための措置、啓発活動
- ・重大事態への対処

◆**閲覧場所** 庶務課（区役所東棟6階）

◆**意見提出先・問い合わせ先** 教育委員会事務局庶務課 ☎5307-0692 ✉kyoiku-iinshomu@city.suginami.lg.jp

ぜひお越しください

「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例（骨子案）」に関するオープンハウスの開催

「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例（骨子案）」のパブリックコメントの実施に合わせて、骨子案の内容をパネル展示などにより説明します。24日は主に子どもを対象としたパネル展示や説明を行います。

日時 ①10月22日(火)・23日(水)午前10時～午後6時30分
②24日(木)午後4時～9時

場所 ①区役所中杉通り側入り口前
②ゆう杉並（荻窪1-56-3）

〒167-8501 区子ども家庭部管理課子ども政策担当

